

2022年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試B日程 試験問題

民法法系（民法、民事訴訟法、商法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め4枚である。
2. 問題は、問題1～問題3までである（さらに小問がある）。配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民法法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題1】 次の〔問1〕および〔問2〕に解答しなさい。解答の冒頭に「問題1」と記入すること。

〔問1〕 (60点)

〔事実〕 (1) から (4) を前提として、以下の (問い) に答えなさい。

〔事実〕

- (1) 2021年10月1日、Aは、岡山市内に土地(甲)を所有しており、不動産登記簿上も、甲について、Aを所有者とする登記が行われていた。
- (2) 同日、甲について、Aを売主、Bを買主、代金を1000万円とする売買契約(本件売買契約①)が、AB間で締結され、AからBに甲が引き渡された。
- (3) 同月20日、甲について、Aを売主、Cを買主、代金を1200万円とする売買契約(本件売買契約②)が締結された。本件売買契約②は、甲について賃貸借契約を締結する代理権を与えられているDが、当該代理権授与に際してAから交付された印鑑等を用いて偽造した委任状をCに呈示し、「A代理人D」と名乗って、Cとの間で締結したものである。
- (4) 同年11月10日、「A代理人D」と名乗るDとCとの共同申請に基づいて、甲土地について、AからCへの所有権移転登記が行われた。

(問い) Cは、甲を直接占有しているBに対して、甲の明け渡しを求めたいと考えている。Cの請求の根拠を明らかにし、その当否について論じなさい。また、Cの請求が認められた場合のABの法律関係は、どのようなものか説明しなさい。

〔問2〕 (20点)

「遺贈」と「死因贈与」とについて、共通点と相違点のうち重要であると考えられるものを1つずつあげて、簡潔に説明しなさい。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】【事実】を読んで、[問 1] および [問 2] に解答しなさい。なお、各問は独立した問題として検討しなさい。

解答は、**【問題 1】**を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

【事実】

X（売主）は、Y（買主）を被告として、ある土地（以下、「甲地」という）を代金 2,000 万円で売却したと主張し、令和 2 年 1 月 10 日、売買代金債権（以下、「XY 債権」という）の支払いを求める訴え（以下、「本訴」という）を管轄裁判所に提起した。

本訴の裁判所は、令和 2 年 12 月 11 日に口頭弁論を終結し、X の請求を全部認容する旨の判決（以下、「本訴判決」）を言い渡し、控訴期間内に Y が控訴を提起しなかったため、本訴判決は確定した。

その後、令和 3 年 2 月 10 日、Y は、X を被告として、XY 債権が存在しない旨の確認を求める訴え（以下、「後訴」という）を管轄裁判所に提起して、以下の事実を主張した。

- ① Y は、X に対し、令和 2 年 8 月 31 日に、売買代金債務の全額を弁済した。
- ②（仮に①が認められなくても、）甲地についての売買契約は X の詐欺により成立したものであるため、Y は、令和 3 年 1 月 30 日に、詐欺による取消権を行使した（なお、Y が X の詐欺を認識したのは、令和 2 年 11 月 10 日であったものとする）。

[問 1] (15 点)

証拠上、Y の主張する①が認定されるとき、後訴の裁判所は、どのような判決をすべきか。論拠を示して、説明しなさい。

[問 2] (20 点)

証拠上、Y の主張する②が認定されるとき、後訴の裁判所は、どのような判決をすべきか。論拠を示して、説明しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 次の〔問1〕および〔問2〕に解答しなさい。

解答は、**【問題1】【問題2】**を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題3」と記入すること。

〔問1〕 次の(1)および(2)に簡潔に解答しなさい。(配点各5点)

(1) 会社の承認がなく、総株主の同意もない、譲渡制限株式の譲渡の効力について、最高裁判所はどのような見解をとるか。

(2) 会社法847条3項に「六十日」の期間が設けられているのはなぜか。

〔問2〕 (配点25点)

P株式会社は、取締役会設置会社ではなく、定款に取締役の員数についての定めはない。Yは、P社の取締役(代表権はない)に適法に就任しており、P社の取締役として登記されていた。P社の代表取締役はQのみである。

Yは2020年6月末日付で取締役を辞任した。Yは辞任後にP社の対外的または内部的な行為をなしたことはない。Yは辞任に際し、Qに対して、速やかにYの取締役辞任登記をするよう求めていたにもかかわらず、QはYの辞任登記をしないで放置し、YがP社取締役である旨の登記が残存していた。

同年10月頃、QがP社を代表してなした不正競争防止法違反の取引によってP社に多額の損害が生じ、2021年1月末頃P社は事実上倒産した。

Xは2020年12月頃、商品をP社に販売していたところ、P社の事実上の倒産により、代金の支払いを受けることができなかった。

YはXに対して、会社法429条1項の責任を負うか。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

民法

[問1]

不動産の二重譲渡がなされた場合について、直接占有する第一買主と登記を具備した第二買主の法律関係、及び、第一買主と売主の法律関係を問うものである。

[問2]

遺贈と死因贈与とについての理解を問うものである。

* 正確な規律が示され、あてはめが適切になされている答案、正確な理解が示されている答案を高い評価とする。

民事訴訟法

[問1]

既判力の遮断効（消極的作用）についての理解を問う問題である。

[問2]

既判力の時的限界についての理解を問う問題である。

商法

[問1]

会社法の諸規定（その趣旨も含む）や最高裁判例の正確な理解を問う問題である。

[問2]

辞任後登記未了の取締役の第三者責任に関する問題である。最判昭和 62・4・16 判時 1248 号 127 頁の判示内容を踏まえた検討が期待される。